

茅ヶ崎市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第10号

茅ヶ崎市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「員数」の次に「（茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次号において同じ。）」を加え、同条第2号中「前号の」を「第1号の」に改め、同号の表中「前号ア」を「第1号ア」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号の規定にかかわらず、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同号アからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同号アからウまでに掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。